

第17回TAGAWAコールマイン・フェスティバル フリーマーケット事業実施要領

1 会場

TAGAWAコールマイン・フェスティバル会場内（石炭記念公園）

2 日時（時間は、変更になる場合があります。）

- (1) 令和7年11月1日（土）10時30分～16時（搬入 8時～10時）
- (2) 令和7年11月2日（日）10時～16時（搬入 7時30分～9時30分）

3 出店者数

出店区画数は20区画とし、1区画あたり間口2.5m×奥行5.5m以内とする。

4 出店者の選定

出店者の選定に当たっては、次の基準により選定する。

- (1) 2日間とも終日出店可能な者で開催趣旨に適する者であること。
- (2) その他、会長が特別に認める者であること。

5 出店費用

出店者は、出店に伴う使用料として、以下の費用負担を行うこととする。

内 容	金 額	備 考
出 店 料	3,000円	敷物等は各自用意

6 出店申請及び出店許可

- (1) 出店希望者は、様式1、様式2、様式3を実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 実行委員会は、出店申込書を審査し、適当と認められるときは、出店許可証を交付する。

7 出店の拒否

実行委員会は、次に掲げる場合においては、出店を許可しない。

- (1) 出店許可を得ようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等」という。）である場合
- (2) 出店許可を得ようとする者が暴力団等を従業員として使用すると認められる場合
- (3) 出店許可を得ようとする者が暴力団等にかかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合
- (4) 出店費用（3千円）を負担しない場合
- (5) 抽選により出店者を決定する場合において、抽選から漏れた場合
- (6) その他、実行委員会が不適切と認める場合

8 申込締め切り

令和7年9月25日（木）必着

9 抽選会及び出店説明会

(1) 抽選会

実行委員会にて出店場所の抽選のほか、応募多数の場合は出店者を決定する抽選も行う。抽選は申込順で行う。なお、抽選の状況は後日、ホームページで公開する。

(2) 出店説明会

出店が決定した者については、次の日程で説明会を行う。また出店が決定した者については、

別途通知を行う。

出店説明会（予定）：令和 7 年 10 月 9 日（木） 18：00～

10 出店許可証の提示

出店者は、実行委員会及び警察関係者が様式 4「出店許可証」の提示を求めた場合には、直ちに提示できるように常備しておかなければならない。

11 出店許可の取消し

実行委員会は、出店者が関係法令及びこの実施要領に違反したとき、又は事業運営上不適当であると認められるとき、並びに、次に掲げる各号の一に該当する場合、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 出店許可を得た者が暴力団等であると判明した場合
- (2) 出店許可を得た者が虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- (3) 出店許可を得た者と現に出店している者が異なることが判明した場合
- (4) 出店許可を得た者が暴力団等にみかじめ料等の名目を問わず、金品を渡した場合
- (5) 暴力団等を従業員として使用した場合
- (6) 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
- (7) 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合
- (8) 実行委員会等の関係者の指示に従わない場合

12 従業員の届出

出店しようとする者がやむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用するときは、当該従業員の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出なければならない。

13 注意事項

- (1) フリーマーケットでは、飲食物の販売はできない。
- (2) 臨時営業許可を要する食料品、動物、アダルト関係の書籍、ビデオ類、おもちゃの拳銃等の危険性がある物、その他公序良俗に反するものは出品できない。
- (3) 販売するものは全て出店申込書に記入してください。出店申込書に記入のない商品を販売することはできない。
- (4) 「TAGAWA コールマイн・フェスティバル」の趣旨にそぐわない商品は、出品できないことがある。
- (5) 出店場所の抽選のほか、応募が多数の場合は、抽選を行う。
- (6) 出店決定者には出店説明会を実施する。

14 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所は、実行委員会の指示に従うこと。
- (2) 他人に出店許可の名義貸しをしないこと。（申請者以外の者が営業しないこと。）
- (3) 販売品目は、申請内容と相違ないものとする。
- (4) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み等不当な販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 拡声器、音響機器類を使用しないこと。

- (7) 第三者に損害を与えたときは、損害補償の責任を負わなければならないこと。
- (8) ゴミを放置したり会場内のゴミ箱へ投棄したりせず、自身で持ち帰り処理すること。また、事業終了後速やかに、出店した物品・ゴミ等を搬出し、原状に復すこと。
- (9) その他実施要領に明記されていないことについては、実行委員会の指示に従うこと。

15 その他

- (1) 会場内における出店物とお金のやり取りについて、実行委員会は一切関知しないため、出店者と購入者とで責任を持って行うこと。
- (2) 開催中止により生じた派生的・付随的・間接的損害について、実行委員会では一切責任を負わない。

